令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　四万六千五百円

二　前号に規定する区分以外の区分　二万九千円

第十二条第一項中「第二十三条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同項ただし書中「あつては、法第十九条の十四」を「あつては、法第六十一条」に改め、同項第一号中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「製造業者等（法第十四条第一項」を「取扱業者（法第十条第一項」に、「製造業者等を」を「取扱業者を」に、「）であつて」を「）であつて」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同号イ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に、「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同号イ中「製造業者等」を「都道府県内製造業者等」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同号イ中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同号ロ中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同項第三号中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等に」を「取扱業者に」に、「製造業者等の区分」を「取扱業者の区分」に改め、同号イ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同項第二号中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同号イ中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同項第三号中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等に」を「取扱業者に」に、「製造業者等の区分」を「取扱業者の区分」に改め、同号イ中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同条第三項中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等に」を「取扱業者に」に、「製造業者等の区分」を「取扱業者の区分」に改め、同号イ中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同条第三項及び第四項中「行つた」を「行った」に改め、同条第五項中「行つた場合に」を「行った場合に」に改め、同項第一号中「都道府県内製造業者等及び指定都市内製造業者等以外の製造業者等」を「都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者」に、「行つた」を「行った」に改め、同項第二号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に、「行つた」を「行った」に改め、同項第三号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に、「行つた」を「行った」に改め、同条第六項中「製造業者等又は」を「取扱業者又は」に、「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「行つた」を「行った」に、「製造業者等が法第十九条の十三の二」を「取扱業者が法第六十条」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「とつて」を「とって」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同項第一号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同項第二号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同条第七項中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「行つた」を「行った」に改め、同条第八項中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「行つた場合に」を「行った場合に」に改め、同項第一号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に、「行つた」を「行った」に改め、同項第二号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に、「行つた」を「行った」に改め、同項第三号中「行つた」を「行った」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条中「第二十三条第一項」を「第七十四条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「第二十一条の三」を「第七十二条」に改め、同条を第十八条とする。

第十条中「第十九条の十五第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第一号中「あつては」を「あっては」に、「であつて」を「であって」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の次に次の七条を加える。

（登録試験業者の登録手数料）

第十条　法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百円（電子申請による場合にあっては、八万五千二百円）とする。

2　法第四十二条の登録（以下この条及び第十二条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千百円（電子申請による場合にあっては、七万五千六百円）とする。

3　現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、三万四千八百円（電子申請による場合にあっては、三万四千四百円）とする。

4　前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

（登録試験業者の登録の有効期間）

第十一条　法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録試験業者の登録更新手数料）

第十二条　法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、七万三千四百円（電子申請による場合にあっては、七万三千円）とする。

2　前項に定める額の手数料を納付して法第四十五条第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千百円とする。

（登録外国試験業者の登録手数料）

第十三条　法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円（電子申請による場合にあっては、四万三千円）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2　法第五十三条の登録（以下この条及び第十六条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円（電子申請による場合にあっては、三万三千四百円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3　現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第五十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、二万七千六百円（電子申請による場合にあっては、二万七千百円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

4　前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第五十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

5　第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

（登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担）

第十四条　法第五十五条第三項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第一項第五号の検査のため当該検査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（登録外国試験業者の登録の有効期間）

第十五条　法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。